

2020 年度 事業計画書

みんなで考え みんなでつくる 笑顔のまち

～つなぐ つながる つなぎあう～



南あわじ市杜協キャラクター「み～あ」

社会福祉法人南あわじ市社会福祉協議会

2020 年度 南あわじ市社会福祉協議会事業計画書

目 次

基本方針・・P2

各部・事業所の事業及び活動方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3

重点目標 A 「一人ひとりの生活を支えるネットワーク活動を進めます」

取り組み ① 『地域ケアシステム（み～あシステム）』のしくみづくりに取り組みます

活動項目①-1.地域ケアシステムでの見守り支え合い活動の推進

- (1) 自治会エリアでの見守り支え合い活動の推進【受託金・補助金・共同募金・事業収入】・・・P12
- (2) 市民交流センターエリアでのネットワークづくり【受託金・補助金・事業収入】・・・P12
- (3) 旧町エリアでのネットワークづくり【受託金・補助金・事業収入】・・・P13
- (4) 行政・関係機関（市域エリア）でのネットワークづくり【負担金・受託金・補助金】・・・P13
- (5) 緊急災害時に対応できるネットワークづくり【補助金・事業収入】・・・P14

取り組み ② 尊厳が守られ自分らしく生活できるようにします

活動項目②-1 相談機能の強化

- (1) 相談窓口の強化【受託金・補助金・事業収入】・・・P16
- (2) 相談支援体制の強化【受託金・補助金・事業収入】・・・P16

活動項目②-2 思いに添ったサービスの開発・充実

- (1) ニーズに応じた地域サービスの開発【補助金・事業収入その他】・・・P17
- (2) 地域福祉サービスの充実【補助金・受託金・善意銀行・共同募金配分金・事業収入】・・・P18

活動項目②-3 介護保険・障がい福祉サービスの充実

- (1) 介護保険サービスの充実【受託金・事業収入】・・・P18
- (2) 障がい福祉サービスの充実【受託金・事業収入】・・・P20

取り組み③ 誰もがつながりあえる人づくり・場づくりに取り組みます

活動項目③-1 見守り・支え合いをすすめる人づくり

- (1) 学校・地域での福祉学習の推進【善意銀行・共同募金配分金・補助金その他】・・・P23
- (2) ボランティアの育成と支援【善意銀行・共同募金配分金・補助金その他】・・・P24

活動項目③-2 気軽に集える場づくり

- (1) 住民同士が集える場の推進【受託金・補助金・共同募金・事業収入】・・・P26
- (2) 当事者同士がつながり合える場づくり【受託金・補助金・共同募金・事業収入】・・・P26

重点目標 B 「活動をすすめるための組織基盤づくり」

取り組み① 経営組織強化

- (1) 事務局体制の整備【会費・事業収入その他】・・・P29
- (2) 理事会・監事会・評議員会の機能強化【会費・事業収入その他】・・・P29
- (3) 財政基盤の強化（自主財源）【会費・事業収入その他】・・・P30
- (4) 財政基盤の強化（補助金・受託金）【会費・事業収入その他】・・・P31
- (5) 財務規律の強化【会費・事業収入その他】・・・P32

取り組み② 人材育成

- (1) 職員の資質向上に向けた取り組み【会費・事業収入その他】・・・P32

◎社会福祉法人南あわじ市社会福祉協議会役職員行動規範・・・・・・・・P33

2020 年度 南あわじ市社会福祉協議会事業計画書

我が国の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきました。これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、昭和30年代には国民皆保険・皆年金を達成しました。また、社会保険のみならず社会福祉の分野でも、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されてきました。

その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化しています。例えば、社会的孤立など関係性の貧困の社会課題化、ダブルケアやいわゆる8050問題など複合的な課題や人生を通じて複雑化した課題の顕在化、就職氷河期世代の就職困難など雇用を通じた生活保障の機能低下などの変化が起こっています。また、血縁、地縁、社縁といった共同体の機能の脆弱化が指摘されています。これまでも地域では民生委員・児童委員や自治会役員等が見守りの役割を担い、さまざまな相談を受け止め関係機関につなぐなど安心して暮らせる地域の実現に向けて尽力し、様々な取り組みを重ねてきました。しかし、人口減少が本格化し高齢化も進む中で、そうした地域での担い手の確保が困難になっています。

このような個人や世帯が抱える生きづらさやリスクの複雑化・多様化、共同体の機能の脆弱化の結果、地域共生の基盤を強め、発展させていくことが課題となっています。これまで日本の社会保障制度は、「自助」やそれを支える「互助」を基本としつつ、これらで対応できないリスクには「共助」と「公助」が補完し対応することを基本としてきました。今後も「自助」を重んじ「自律」を可能にするためにも、その基盤の再構築を目指し、国と自治体、地域コミュニティ、市場やNPOなど多様な主体が一層緊密に力を合わせていくことが求められています。

こうした状況を受け、2019年12月に厚労省は【**「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」の最終とりまとめ**】を発出しました。この中では、幅広い政策分野との連携を強めていく課題を念頭に置きつつも、「主には福祉の政策領域における地域共生社会の在り方を示すもの」と明記されており、新たなアプローチとして3つの項目が掲げられています。加えて、市町村における包括的な支援体制の構築に向けた事業の枠組みが次のとおり示されました。①**断らない相談支援**...本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援、②**参加支援**...本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援、③**地域づくりに向けた支援**...地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援。

これらの事業の検討・推進にあたっては、地域のニーズや人材を含む地域の社会資源状況等の把握・分析を地域住民や関係機関・団体等とともにやっていくことの重要性が指摘されています。

2020年度は、本会の「第3次地域福祉推進計画（平成29年度から令和3年度）」の4年目にあたることから、前述の国の動向や施策の方向性を注視しつつ、「第4次地域福祉推進計画（令和4年度から令和8年度）」の策定に着手します。また、行政の「第2次地域福祉計画」策定についても、市役所担当部局と連絡調整を密にし、これまでの活動の評価とこれからの「南あわじ市の地域福祉」について検討・協議する場をすすめていきます。

2020年度も、本会の福祉目標である「みんなで考え みんなでつくる笑顔のまち」の実現に向けて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティづくりをすすめること。そして、誰もが認め合い、安心して暮らすことのできる「地域共生社会」を実現するため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として引き寄せられる住民自治の地域力強化につながる住民の生活感覚に根差した小地域での住民間ネットワークの構築と、「丸ごと」の包括的な総合相談支援体制の整備を、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）、企業・団体・施設・事業所、ボランティアグループ、NPO等さまざまな活動主体と協働しすすめます。

各部・事業所の事業及び活動方針

【組織運営】

2019年度は「南あわじ市福祉のまちづくり推進会議（以下、「まちづくり推進会議」）の立ち上げと運営」と「地域福祉行政を担える」事務局体制の計画的整備（以下、「事務局体制整備」）を重点課題に掲げて取り組みました。

「まちづくり推進会議」は、住民と行政に福祉職や専門職、NPOや関係機関・団体等で構成される南あわじ市の地域課題の解決と地域づくりに向けた協議体をイメージしています。2019年度は第4次地域福祉推進計画と第2次地域福祉計画の策定作業を福祉課と協働してすすめることを確認しました。「まちづくり推進会議」が、計画の策定、推進、評価、改善の役割を担う協議体として位置づけられるよう引き続き取り組んでいきます。

「事務局体制整備」については、2019年度に行政実務研修制度を活用し2名の職員を行政に出向させました。この新たな取り組みによって行政との協働関係がさらにすすんだほか、社協（職員）のもつ役割や民間性・柔軟性を両者が見直す機会になりました。こうした成果を「南あわじ市の地域福祉」をすすめるための安定的な運営を支える財源の確保と明確なルールづくりに結び付けられるよう継続的に取り組みます。

2020年度は、前述のとおり次期計画策定に向けたキックオフの年度となります。引き続き「南あわじ市の地域福祉を推進するため」の社協の組織体制整備を含めた庁内連携のあり方について関連部局、多機関が参画した「作業部会」や「策定委員会」のなかで検討をすすめることを掲げ、下記の2点を重点課題に取り組みます。

1) 第4次地域福祉推進計画の策定

「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備」の考え方と構想を南あわじ市の現状と照らし合わせ、行政と協働できる作業を確認しながら令和4年3月の策定完了を目指します。また、活用可能な国のモデル事業の情報収集に努めるとともに積極的に手上げするよう行政に働きかけます。

2)「地域福祉行政を担える」事務局体制の計画的整備

「地域包括ケアシステム」、「共生のまちづくり」の実現に向けては、「市町村による地域マネジメント」が必要であるとされています（「地域包括ケア研究報告書2017.03」）。地域福祉マネジメントもこれと同様で、住民、行政、関係機関、団体などのさまざまな地域の主体が地域の実現に向けて協働しながら、地域の福祉力を高める取り組み全体のことを指します。社協が、こうした取り組みをすすめる地域福祉マネジメントの機能と役割を持続的に担えるための体制づくりを目指します。

【福祉事業部】

2019年度は、第3次地域福祉推進計画で掲げた、「みんなで考え みんなでつくる 笑顔のまち ～つなぐ・つながる・つなぎあう～」を福祉目標とし、地域住民の方々と協働し、福祉のまちづくりを推進してきました。

福祉事業部においては、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を重点課題として取り組みます。

具体的には、2019年度に21市民交流センター単位で「地域と市長との対話の場」が実施されました。そこで出た課題を、市民協働課、福祉課その他関係課と社協が連携し、課題解決に向け、取り組める地域から話し合いを始めていきます。また、見える化シートの作成も共同で行います。2020年度は生活支援体制整備事業をさらに推進し、見守りの実践や課題を可視化し、そのことについて住民同士が話し合える場「はなす会」を進化させ、個人の生活課題を“自分たち（我が事）の地域課題”として意識できる仕組みをつくります。また、地域づくり協議会・自治会・民生委員児童委員協議会・社会福祉法人連絡協議会・行政などと連携・協働し、公的な福祉サービスへのつなぎも含めた「丸ごと」の支援の体制整備を進めていきます。

【ボランティアセンター】

2019年度は、行政実務研修員として、社協より1名の職員が市役所にて高齢者等元気活躍推進事業支援業務にあたりました。2020年度はおもいやりポイント制度登録説明会等開催支援委託業務を受託し、担当課・室とボランティアセンターがより一層連携し、「社協だからこそできる」地域住民のボランティア意識の向上に努めていきます。さらに高齢者等の活躍をすすめることはもちろん、地域の中で多様化している問題や課題に柔軟に対応していくため、多世代の多くの市民が自分の得意なことを生かしながら、安心・安定した活動を継続できるよう努めます。

また、2019年度には初めて、ボランティア活動者を受け入れていただいている施設と、送り出している高校・大学、ボランティアセンターとの意見交換会を行いました。参加者からのご意見を参考に、今後より一層、いろんな方々と連携し、市民活動支援の中核を担うセンター機能を強化しボランティア・市民活動を推進していきます。

2020年度も学校・地域での福祉学習を重点的に推進します。児童や生徒、そして多くの市民が生活課題を抱えている人を理解し、深い思いやりの心を地域の中で育み、「福祉」を「わが事」として考えられる人を増やし、地域での見守り活動や、支え合い活動を推進していきます。

【介護保険事業部】

2019年12月に厚労省社会保障審議会介護保険部会から発出された資料では、消費税増税によって国民の負担を強いる改正項目は次回以降に先送りされた形になりましたが、その布石は確実に盛り込まれました。訪問介護の生活援助、通所介護の要介護1・2の軽度者の市町村への移行についても、財務省の財政制度等審議会での令和2年度予算の編成等に関する建議において明記されています。それが先送りになった理由は、市町村での受け皿となる総合事業などが、特に地方において、整備が遅れていることが大きな理由といわれており、現時点で市町村に移行を強行すると、確実に介護サービスを受けることが出来ない介護難民が発生することが想定されるため、市町村事業をある程度、全国均一レベルにまで整備した上で移行すべきとの意見が多かったともいわれています。

今般の介護保険法改正で導入される財政インセンティブの強化は、市町村事業の促進を強化することが目的とされています。2018年からインセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金）が設けられ、市町村は高齢者の自立支援や介護予防の強化に取り組んでいますが、この交付金の取得基準に、いわゆるポイント制を取り入れる改正を行うことが想定されています。すなわち、通いの場、介護補助者、ボランティアの整備の獲得状況でポイントを算定し、市町村への交付金の支給に差を生む仕組みが設けられるということです。

一方、内閣府が主導する全世代型社会保障検討会議の影響も避けられない状況にあり、その最終意見は、2020年6月に出される骨太の方針と成長戦略に盛り込まれる予定です。また、福祉部会で審議されている新たな法人体系である、社会福祉連携推進法人からも目が離せない状況にあります。これは、介護事業の大規模化の類型であり、特に地方都市における人材確保や事業拡大における期待が大きいともいわれており、今後の社会福祉法人の事業展開にも大きな影響を与える可能性が高いとされています。

介護保険事業部では、2019年度も地域で暮らす一人の「生活者」を支援するケアマネジメントや介護保険サービスを実施し、高齢者が人として尊重され、権利が保障された環境で生活できるよう努めてきました。前述のとおり、介護保険事業を取り巻く状況の変化はめまぐるしいものがありますが、2020年度も、高齢者が人として尊重され、権利が保障された環境で生活できるよう、地域で暮らす一人の「生活者」として高齢者を支援するケアマネジメントや介護保険サービスを実施していきます。また、個別の課題を地域の課題として捉える視点を持ち、法人内で連携する中で見えてきた、組織内で課題解決できる場づくりに引き続き取り組んでいきます。

【居宅介護支援事業所】

①社協らしいケアマネジャーのはたらき

居宅介護支援事業所では、引き続き社協のケアマネジャーとしての自覚を持ち、高齢者の尊厳を守るため、人権に対する高い意識を持って、住みなれた地域で主体的に自分らしい暮らしを続ける支援ができるように、ケアマネジメントスキルの向上に努めます。具体的には、介護サービス外の地域の資源、例えば自発的な小規模の集まりや個人商店等の自主的な訪問販売などの把握に努め、地域のつながりを把握してつながりを再構築できるように努めていきます。

②安定した経営

安定した報酬の確保のために、要介護者だけでなく、総合事業・介護予防ケアマネジメ

ントのケースにも積極的に関わり、できるだけ多くの個別課題に向き合ってきました。その結果、ここ4年で要支援者において20件程度の利用者の増加を達成しています。南あわじ市の認定状況、要介護・要支援者の割合を勘案し、ある程度の目標値を定め、今年度は要支援者の件数を確保しながらも、要介護者の確保により力を入れていきたいと思えます。これまでの成果として、病院の地域連携室から多くの課題のあるケースの依頼が続いています。様々な機関から依頼を受けるパイプをこれからもつないでいくとともに、その期待に応えられるよう安定した経営に努めます。

③多職種との連携

高齢者が地域でより暮らしやすくなるためには、どのような地域のあり方・資源が必要なのかを、防災と福祉の連携も意識しながら、地域福祉部や他の事業所と共に考えていきます。そのうえで、行政や地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、必要な地域資源の開発に向けての提案ができるようにします。特に民生委員、社協のワーカー、市内の事業所などとの連携を常に図っていきます。

【訪問介護事業所】

2019年度は全職員対象に面談を実施しました。職員の事務負担・情報共有のあり方が課題にあがり、運営面では収入減少が継続しています。

2020年度は、これらの課題に対して取り組むことで、職員が働きやすい環境整備・質の高いサービスを提供できる体制の整備をしていきます。また、シフトや人員配置等を見直ししながら、収入の増加を目指していきます。

①業務内容の見直し

- (1)管理者、サービス提供責任者、職員が担っている業務を明確にし、業務分掌を見直します。
- (2)各職員が計画的に効率よく時間を使うことを意識し、残業時間の減少に努めます。

②各書式の見直し

- (1)フェイスシート、アセスメントシート、訪問介護計画書、手順書、モニタリング表の書式を見直します。
- (2)利用者の望む暮らし、支援の方向性が見える書式を作成し、より一層利用者の思いに寄り添った支援および統一した支援ができるよう努めます。
- (3)効率よく情報が集約できる書式にすることで、職員の事務負担の軽減を図ります。

③情報共有の徹底

- (1)職員が訪問に出ているため、口頭による情報共有に十分時間が取れない環境にありますが、連絡ノートを中心に情報共有すること、見ることの意識を徹底していきます。
- (2)担当者会議、事故報告書、ヒヤリハット報告書等の共有のあり方を検討していきます。
- (3)定例会において各情報の共有を徹底します。

④収入の増加

- (1)各職員が常に支援を自己覚知し、また自己研鑽に努め、利用者はもちろん、各事業所から信頼される事業所になることを常に意識していきます。
- (2)月々の収支を職員間で共有し、数字を意識しながら運営にあたります。
- (3)常に基本シフトと人員配置を見直しながら、サービスの受け入れ調整を行います。

【相談支援事業所】

2019年度は、基幹相談支援センターとしての活動を開始しました。事務局会議への参加、「くらしのネットワーク会議」の立ち上げなど関係機関と連携を図りながらすすめてきました。また、委託相談支援事業所からの相談を受ける機会も増えてきました。

2020年度は、相談支援専門員として障害福祉サービスの利用につなぐマネジメントだけでなく、地域生活を送る一人として、当たり前前に地域で安心して暮らせるように支援していくことを目指しています。また、その人らしく社会参加ができる環境調整や、地域の人のつながりを大切にできる暮らしを支援していきます。

以下は、基幹相談支援センターの重点的な取り組みです。より計画的な活動をすること、活動を周知していく機会を増やしていくことを目標に社協ワンチームで活動をすすめます。

①総合的・専門的な相談支援の実施

(1)主任相談支援専門員の配置

2020年度から各府県で開催される主任相談支援専門員養成研修を受講し、基幹相談の中核として活動できる主任相談支援専門員を配置し、市域の相談支援事業所・相談支援専門員の支援を行います。

②地域の相談支援体制強化

(1)ネットワークを活用した総合的な相談支援

社協の強みであるネットワーク（自治会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉法人連絡協議会、相談支援事業所連絡会、その他職能団体など）を活かし地域力の強化を目的に総合的な相談と支援を行います。具体的な取り組みとしては、ネットワーク構成員に基幹相談支援センターの役割を周知し相談を「つなぐ」体制を構築します。

(2)緊急時の受け入れ先開拓に向けた取り組み

地域生活支援拠点と連携し、これまでのケースから緊急時受け入れのニーズを分析し、そのデータをもとに緊急時の受け入れ先の開拓について検討します。

③地域生活を支えるための体制整備にかかるコーディネート

(1)生活支援体制整備事業等との連携

生活支援コーディネーター・コミュニティワーカーとの法人内連携を強化し、障がいの有る無しに関わらず、すべての住民が暮らし続けられる住民（当事者）を主体にした地域づくりを目的に「居場所」や「支え合いのしくみ」づくりをすすめます。

(2)当事者の持つ支援力を活用した体制整備

手をつなぐ育成会や精神障害者家族会などのセルフヘルプグループが持つ当事者性や支援力を活用した相談や交流の場づくりをすすめます。

④権利擁護・虐待防止の普及・啓発

(1)権利擁護・虐待防止について学ぶ機会づくり

前述のネットワーク構成員への周知のほか、出前講座や権利擁護講座により普及・啓発をすすめます。また、市内のすべての小中学校で福祉教育を行うほか、淡路三原高校3年生を対象に「こころの病」「権利擁護」についての講義を開催します。

(2)広報媒体の活用

社協の広報紙やウェブ上で権利擁護や虐待防止の普及・啓発を行うほか、基幹相談支援センターの役割と機能を普及します。また、普及・啓発チラシ等の作成と配布を行います。

【なでしこデイサービスセンター】

なでしこデイサービスセンターでは、18歳から64歳までの重度障がい者の方を対象とした『生活介護』と、就学前の児童を対象とした『児童発達支援』、小学生の児童を対象とした『放課後等デイサービス』を提供しています。

【生活介護】

2019年度は、一人ひとりの暮らしぶりや希望、様々な思いを知ることにより重点を置き、利用者が望む暮らしに近付けるよう個別支援計画の作成、支援に努めてきました。また、ご家族対象の「かぞく会」を開催し、情報交換等を通じた交流により、繋がる場づくりの第一歩を踏み出しました。

2020年度は、下記の点を重点に取り組んでいきます。

①個別マニュアルの作成

個別支援計画とは別に、来所してから帰るまでのスケジュールに沿った支援に対する細かい手順（マニュアル）を個別に作成します。手順を明確にすることでケアの統一を図るとともに、リスクマネジメントの強化にも繋げていきます。

②社会活動の機会を作る

利用をして支援を受けるだけでなく、地域に出て出来る活動を行う機会を作ります。

③かぞく会の定期開催

2019年度をスタートとし、「かぞく会」を定期開催していきます。ご家族だけで気軽に集まり、話したり笑ったり共感し合ったりすることで、繋がる機会・レスパイトの機会・ピアな関係性を築ける機会となることを目的とした場づくりをします。

④安定した運営

常にサービス内容やサービス提供環境を見直し、より良いサービスを提供していくことを大切にしていきます。年間稼働率90%以上を目指します。

【児童発達】

2019年度は、利用者アンケートでニーズが明らかとなった、親同士の交流の場として『おしゃべり会』を2回開催しました。また、園・学校等訪問や所内相談も積極的に実施し、他事業所との差別化を図りました。新規利用者も前年度比約160%となっています。一方、利用者に必要な訓練回数を確保できない課題は積み残しています。

2020年度は、下記の点を重点に取り組んでいきます。

①本人支援

できないことに注目して、「あれはだめ」「これはだめ」と言うのではなく、できることに注目し、できた喜びを新しい課題に取り組める力に変えられるような療育を行います。そして、日常生活をスムーズに楽しく過ごすための支援をします。

②家族支援

保護者同士が気軽に話せる「おしゃべり会」を年4回定期開催し、保護者同士の顔つなぎや、関係性が広がるきっかけづくりをします。そして、保護者が「自分だけじゃない」と気づくことができ、同じ立場からの情報支援や、障がいを理解するための支援ができるしくみをつくりまします。

③人材育成

ケース検討会を定期的実施し、新たな療育を展開したり、自分自身のスキルを客観的

に見直したりすることができるようにします。また、「キャリアパス」に基づき、児童指導員等が個別の研修計画をたて、スキルアップに結びつくようにします。

④職場環境の整備

臨床心理士等の有資格者の定着が課題となっています。職員が将来にわたって自分が望むような働き方ができるよう職場環境を整えます。

⑤安定した運営

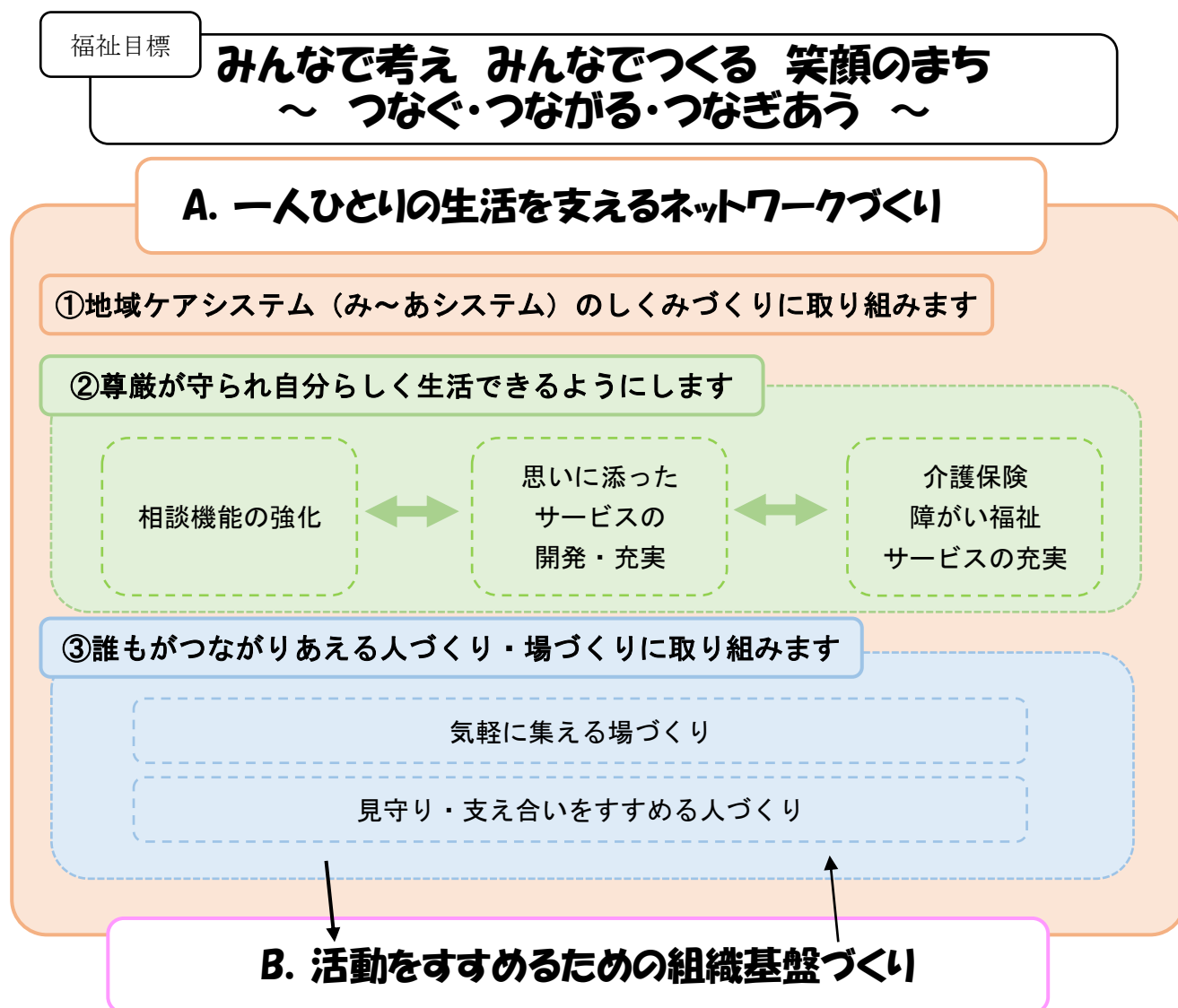
サービス内容を常に検証し、利用者から信頼される療育を行い、新規利用者の獲得に努めます。年間稼働率 95%以上の達成を目指します。

事業所の指定状況

事業所・施設名	サービス種類 (事業所番号)	直近の指定(更新)年月日	指定の更新日
南あわじ市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	居宅介護支援 (2871700511)	2017年1月11日	2023年1月10日
南あわじ市社会福祉協議会 訪問介護事業所	訪問介護 (2871700536)	2017年1月11日	2023年1月10日
なでしこ デイサービスセンター	生活介護 (2811700257)	2017年3月31日	2023年3月30日
なでしこ デイサービスセンター	児童発達支援 (2851701041)	2017年3月31日	2023年3月30日
なでしこ デイサービスセンター	放課後等デイサービス (2851701041)	2017年3月31日	2023年3月30日
南あわじ市社会福祉協議会 訪問介護事業所	基準型訪問サービス事業 (2871700536)	2018年4月1日	2023年1月10日
南あわじ市社会福祉協議会 訪問介護事業所	基準緩和型訪問サービス事業 (2871700536)	2018年4月1日	2023年1月10日
南あわじ市社会福祉協議会 相談支援事業所	特定相談支援 (2831700022)	2018年4月1日	2024年3月31日
南あわじ市社会福祉協議会 相談支援事業所	障害児相談支援 (2871700015)	2018年4月1日	2024年3月31日
南あわじ市社会福祉協議会 訪問介護事業所	居宅介護 (2811700026)	2018年10月1日	2024年9月30日
南あわじ市社会福祉協議会 訪問介護事業所	重度訪問介護 (2811700026)	2018年10月1日	2024年9月30日
南あわじ市社会福祉協議会 訪問介護事業所	行動援護 (2811700026)	2018年10月1日	2024年9月30日
南あわじ市社会福祉協議会 相談支援事業所	地域移行支援 (2831700022)	2018年11月1日	2024年10月31日
南あわじ市社会福祉協議会 相談支援事業所	地域定着支援 (2831700022)	2018年11月1日	2024年10月31日

※計画書中の「年度」はすべて西暦で表記しています。(平成と令和が混在するため)

計画体系図



【本計画の重点的な取り組み】

重点的取り組み A 「一人ひとりの生活を支えるネットワークづくり」

- ①自治会エリア、市民交流センターエリア、旧町エリア、市エリアと、圏域ごとに重層的なネットワークを構築していくことで、住民、団体、行政、関係機関、社協などが一体となって、地域で支え合える仕組みをつくります。
- ②相談やニーズをもらすことなく受け止められるよう、社協や行政、各種団体などが連携しながら地域で暮らす人のそれぞれの生活に寄り添い、支え合える仕組みをつくります。
- ③地域での支え合いの土台をつくっていくために、福祉学習やボランティア活動を通して、「福祉」を「我が事」として考えられる人を増やし、地域での集いの場や見守り活動につなげていきます。

重点的取り組み B 「活動をすすめるための組織基盤づくり」

第3次地域福祉推進計画をすすめていくために、組織の基盤強化と職員の育成に努めます。

1. 地域ケアシステム（み～あシステム）のしくみづくり

- （１）自治会エリアでの見守り・支え合い活動の推進
- （２）市民交流センターエリアでのネットワークづくり
- （３）旧町エリアでのネットワークづくり
- （４）行政・関係機関のネットワークづくり
- （５）緊急災害時に対応できるネットワークづくり

1. 相談機能の強化

- （１）相談窓口の強化
- （２）相談支援体制の強化

2. 思いに添ったサービスの開発・充実

- （１）ニーズに応じた地域福祉サービスの開発
- （２）地域福祉サービスの充実

3. 介護保険・障がい福祉サービスの充実

- （１）介護保険サービスの充実
- （２）障がい福祉サービスの充実

1. 見守り・支え合いをすすめる人づくり

- （１）学校・地域での福祉学習の推進
- （２）ボランティアの育成と支援

2. 気軽に集える場づくり

- （１）住民同士が集える場の推進
- （２）当事者同士がつながり合える場づくり

1. 経営組織強化

- （１）事務局体制の整備
- （２）理事会・監事会・評議員会の機能強化
- （３）財政基盤の強化（自主財源）
- （４）財政基盤の強化（補助金・受託金）
- （５）財務規律の強化

2. 人材育成

- （１）職員の資質向上に向けた取り組み

重点目標 A

「一人ひとりの生活を支えるネットワークづくりを進めます」

取り組み①地域ケアシステム(み～あシステム)のしくみづくりに取り組みます

活動項目①-1. 地域ケアシステム（み～あシステム）のしくみづくり

(1) 自治会エリアでの見守り支え合い活動の推進

第3次計画到達点…自治会での会議や活動に参加し、顔の見える関係を作っていきます。また、モデル地区を設定し「支え合い(防災)マップ」づくりなどを通じて、地域での見守りや支え合いをすすめます。それらを通じて、既存の見守り活動や集まる場を支援し、住民が話し合える場としての「はなす会」を地域に増やします。

活動・取り組みの名称	主な内容・目的	時期
・支え合い(防災)マップづくり 【生活支援体制整備事業】	・モデル地区での実践 ・地域での見守りや支え合い活動の把握 ・具体的な実施方法について、福祉課・長寿保険課や危機管理課を交えて検討	2ヶ所 年間
・「はなす会」の開催 【生活支援体制整備事業】	・自治会単位での会議や活動に参加し、「はなす会」の目的を説明し、顔の見える関係を築く ・具体的な実施方法について、福祉課・長寿保険課や危機管理課を交えて検討	年間
・ふれあい・いきいきサロンの推進・支援 【生活支援体制整備事業】	・活動の継続支援(情報提供・物品貸出等) ・リーダー交流・研修会 ・パンフレットの更新【新規】	年間 1回

(2) 市民交流センターエリアでのネットワークづくり

第3次計画到達点…地区社協や地域づくり協議会が各種団体から構成されているという特徴を生かし、自治会エリアでは解決できない地域課題や、市民交流センターに寄せられた相談について話し合える場として、「地区福祉連絡会(仮称)」を位置付けていきます。旧町エリアに2ヶ所を目安に連絡会の設置を目指します。

活動・取り組みの名称	主な内容・目的	時期
・地区福祉連絡会(仮称)の設置	・市民交流センター・地域づくり協議会の会議や活動に参加 ・地区社協や地域づくり協議会の福祉部会を含めた「地区福祉連絡会(仮称)」の設置について検討(3年後に2ヶ所、5年後に8ヶ所の設置を目指す)	年間

(3) 旧町エリアでのネットワークづくり

第3次計画到達点・・・小地域では対応できない生活課題だけでなく、広域での地域づくりについて検討できる場、情報共有やネットワークづくりの場として「地区ネットワーク会議(仮称)」を開催していきます。

また、介護保険の新しい総合事業の生活支援サービスの体制整備における協議体としての役割を意識し、「地区ネットワーク会議(仮称)」委員の選出区分や、会議のあり方について見直しを行い、より具体的な話合いが進められるようにします。

活動・取り組みの名称	主な内容・目的	時期
・地区ネットワーク会議(仮称)の設置	・民生委員児童委員協議会や地域ケア会議等の旧町エリアの会議や活動に参加 ・社協支部運営委員会のあり方と「地区ネットワーク会議(仮称)」の設置について検討	年間

(4) 行政・関係機関(市域エリア)のネットワークづくり

第3次計画到達点・・・福祉部局だけでなく、他部局や関係機関にも幅を広げた情報共有の機会を増やすことで、より専門的な視点での連携した支援や、多くの意見を反映した施策化やサービス開発を行います。

活動・取り組みの名称	主な内容・目的	時期
・福祉のまちづくり推進会議(仮称)の設置	・行政の計画推進委員会や、民生委員児童委員連合会等の市エリアの会議や活動に参加 ・「福祉のまちづくり推進会議(仮称)」の設置について検討・開催 ・地域福祉計画の策定に参画・協働	年間 年内 年間
・庁内ネットワーク会議 南あわじ市行政実務研修により職員1名を派遣	・生活困窮者自立相談支援事業に関わる行政の関係部局ほか、外部関係機関が参加する会議の運営支援 ・顔の見える関係性づくり	隔月
・勉強会 南あわじ市行政実務研修により職員1名派遣	・法人内の職種間と行政関係部局との連携を深めるため、勉強会を開催 ・顔の見える関係性づくり	隔月
・社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット)	・幹事法人と連携し、実務担当者会議・推進会議を定期的に開催 ・テーマ別の具体的地域貢献活動の実施 ・子どもの貧困や福祉避難所運営など、新たなテーマを協議できる場づくり	隔月 年2回 年間

【南あわじ市社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）】

社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）は、南あわじ市の住民ニーズにあった地域貢献活動を社会福祉法人の特性を活かしながら展開していくことで、住民がより安心して安全に生活できる地域づくりを目指すことを目的に活動をしています。幹事法人（淡路島福祉会）と事務局（社協）が調整役となって運営しており、市内の 11 法人が参加しています。

南あわじ市のほっとかへんネットの特徴は、実務担当者が4つのテーマを掲げ活動しているところです。2019年度の「広報と啓発」ではパンフレットを作成し、今後は法人内や地域に向けて、活動のPRをしていく予定です。また、「災害時におけるしくみづくり」では、熊本地震を体験した施設長を招き災害研修を、「生活困窮者等への相談と支援」では、寝屋川市社協より食糧支援、就労支援のプログラムなどの先進事例を学びました。2020年度は、それぞれのアンケートをもとに、今後の具体的なプログラム開発を目指しています。「施設を活用した子どもへの支援」では、子ども食堂（ほっとねっと食堂）を圏域ごとに試行的に実施しています。

今後も、ほっとかへんを合言葉に地域の生活・福祉課題の解決にアプローチしていきます。



【災害研修のようす】



【ほっとねっと食堂のようす】

（5）緊急災害時に対応できるネットワークづくり

第3次計画到達点…大規模災害が起こった時、救援体制がスムーズに整い、救援活動が行えるよう、行政や関係機関と協議を図りながら、災害救援マニュアルを改訂します。また、日頃の備えや自助、共助の意識啓発などを目的に、ぼうさいカフェや支え合い(防災)マップづくりなどを小地域で行います。

活動・取り組みの名称	主な内容・目的	時期
・災害時救援協定の締結	・締結した協定の検証と必要に応じた見直し ・災害時要援護者台帳活用の見直し	年間
・支え合い(防災)マップづくり	・モデル地区での実践 ・個別避難計画作成の実践 ・市内先進地域（自主防災組織）事例の把握 ・ケアプランと一体化した個別避難支援計画作成の検討 ・防災と福祉の連携促進事業への協力	年間

・災害救援マニュアルの見直し	・災害救援マニュアルを検証し、災害時に対応できる組織体制の確立 ・検証結果をもとに、危機管理課と協働しマニュアルの内容を見直し再編集 ・防災ワーキングチームによる検討・研修 ・事業継続計画（BCP）策定に向けた勉強会	年間
・ネットワーク会議等への参画	・市防災訓練計画会議等への参画 ・福祉避難所設置運営の検討 ・防災と福祉の連携促進事業への参画	年間
・防災訓練の実施	・市総合防災訓練の参加 ・法人内、事業所内での防災訓練の実施 ・福祉避難所設置運営訓練の参加	1回 2回

取り組み② 尊厳が守られ自分らしく生活できるようにします

活動項目②-1 相談機能の強化

(1) 相談窓口の強化

第3次計画到達点・・住民のみなさまに相談しやすい社協として認識・信頼してもらえるよう、日々の相談事業を積み重ねていきます。関係機関、専門職とケース検討会や日々の仕事を通し、ともに連携し、解決に結びつく窓口をめざします。また、住民のみなさまに「相談して良かった」と思われる相談窓口をめざします。

活動・取り組みの名称	主な内容・目的	時期
・ケース検討会の実施	- 各部、事業所内のケース検討会 - 法人内多職種によるケース検討会 - 行政、関係機関とのケース検討会	毎週 年間
・職員の専門性、相談援助技術の向上	- 専門研修への参加と職場内での共有 - ケース検討会によるスーパーバイザーの育成 - 計画に基づいた研修の参加	年間
・相談記録の徹底と数値化	- システムや紙媒体への相談経過記録の徹底 - サービスの開発や改善につながるデータ項目の精査と集計	年間
・無料法律相談の実施	- 弁護士と連携した無料法律相談窓口の開設 - 日常業務における弁護士、司法書士等との連携	隔月（奇数月）

(2) 相談支援体制の強化

第3次計画到達点・・社協では、行政や関係機関と連携し、切れ目のない相談支援に取り組んでいます。次の5年間では、包括的な相談支援の仕組みの「見える化」に取り組み、南あわじ市における相談支援体制を構築します。

活動・取り組みの名称	主な内容・目的	時期
・庁内ネットワーク会議 【南あわじ市行政実務研修により職員1名派遣※2年目】	- 生活困窮者自立相談支援事業に関わる行政の関係部局が参加する会議の運営支援 - 関連部局協働の「連携による相談支援体制」と「資源開発」、「断らない相談支援」について協議 - 子どもの貧困座談会などテーマ別協議の拡充 - 困窮世帯の実態把握とそれに陥る要因の分析	4回
・自主合同勉強会	- 法人内の職種間と行政関係部局との連携を深めることを目的とした勉強会の開催 - 個別、地域課題解決のための協働関係の確立	隔月
・包括的な相談支援体制構築に向けた研究会	- 行政、関係機関、当事者団体等が参画した研究会の立ち上げ - 福祉のまちづくり推進会議（仮称）との連携	年内

【『社協が行う伴走型支援』～生活福祉資金と日常生活自立支援事業～】

社協の相談窓口には、いろんな相談が寄せられますが、その中でも様々な生きづらさを抱えて経済的困窮に陥った方が多く来所されます。こうした方の中には、家計の管理がうまくいかないことで社会的孤立につながるケースも少なくありません。

現在関わっている方で親の施設入所と本人の経済的困窮によって周囲と孤立状態になり家族の死去をきっかけに疎遠だった親族とつながったケースもあります。

親族の方が中心になって手続きを進めていたのですが、親の葬儀は本人にとって初めての経験で葬儀費用の支払いや法要の準備、連絡調整など段取りが分からず不安になっていました。本人にどこまで準備が出来ていて、不安に思っているのは何かを聞き取り、親族の方や住職、葬儀会社の方に事情を伝え、本人に分かりやすい形で情報を整理し、無事に親を見送ることができました。

社協では、生活福祉資金の償還期間や日常生活自立支援事業の金銭管理等を通じて、世帯に複数年かけて関わり続ける『伴走型の支援』を行っています。本人や家族の気持ちに寄り添いながら、生活設計を見つめなおし、本人・世帯が社会とつながっていく力をつけていく過程に関わり続けています。



※写真は本文事例と関係ありません

活動項目②-2 思いに添ったサービスの開発・充実

(1) ニーズに応じた地域福祉サービスの開発

第3次計画到達点・地域資源の整理を行い、ニーズを把握、分析します。既存のサービスでは対応できないニーズに対し、住民と一緒に新たな事業を展開します。

活動・取り組みの名称	主な内容・目的	時期
・ニーズの把握 【生活支援体制整備事業】	・日常業務でのニーズ把握 ・「はなす会」や支え合いマップづくりによるニーズ把握	年間

・地域資源の把握 【生活支援体制整備事業】	・日常業務での地域資源の把握 ・「はなす会」や支え合いマップづくりによる地域資源の把握 ・把握した地域資源を地区カルテに反映し組織内で共有	年間
・新たなサービス開発 【生活支援体制整備事業】	・新たなサービスやしくみづくりに向け、住民、行政、関係機関、団体等と連携 ・「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を意識したつながりの回復・再構築	年間

(2) 地域福祉サービスの充実

第3次計画到達点・・開発したサービスや継続実施しているサービスについて、PDCAサイクルに基づき、計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Act)するシートを作成し、定期的に見直す仕組みをつくることで地域福祉サービスの充実を図ります。

活動・取り組みの名称	主な内容・目的	時期
・サービス評価シート	・PDCA サイクルに基づく評価シートの作成 ・サービスの見直しや改善 ・サービスの拡大、縮小等について検討	年間
・利用者アンケート	・利用者(家族)や対象者向けのアンケートを実施 ・サービスの見直しや改善 ・サービスの拡大、縮小等について検討	年間

活動項目②-3 介護保険・障がい福祉サービスの充実

(1) 介護保険サービスの充実

第3次計画到達点・・地域で暮らす一人の生活者という視点で利用者をとらえ、その人らしく生きられるように支援することを目指します。個別の課題から、地域の課題を抽出し、関係機関と連携しながら、必要な地域資源の拡充にも貢献していきます。

活動・取り組みの名称	主な内容・目的	時期
・利用者の権利擁護 (全事業共通)	・利用者本位と自己決定を尊重したサービスの提供 ・地域包括支援センター等関係機関との連携 ・計画的な研修の実施、職員のスキルアップ	年間

・高齢者の虐待防止（全事業共通）	・虐待問題をすい上げ、解決するしくみづくり ・地域包括支援センター等関係機関との連携 ・計画的な研修の実施、職員のスキルアップ	年間
・居宅介護支援事業（サービスの質の向上、他事業所との連携等）	・適正なアセスメント、モニタリングの実施 ・報告・相談・連絡・記録の徹底 ・チームケアについて検討 ・各地域ケア会議への参加 ・地域包括支援センター等関係機関との連携・協働 ・特定事業所加算要件の確保 ・職員のスキルアップのための外部研修の受講 ・地域担当ワーカー等、他職種との連携	年間
・訪問介護事業（サービスの質の向上、他事業所との連携等）	・適正なアセスメント、モニタリングの実施 ・法令を遵守したサービスの提供 ・自立支援、利用者本位の視点を重視したサービスの提供 ・報告・相談・連絡・記録の徹底 ・サービス担当者会議への積極的な参加 ・チームケアの実践 ・特定事業所加算要件の確保 ・介護福祉士資格取得の支援 ・健康診断の実施 ・職員個別の計画的研修の実施 ・地域担当ワーカー等、他職種との連携 ・業務分掌の見直し ・各書式・様式の見直し ・毎月の収支管理と職員間での共有	年間
・個人情報の保護（全事業共通）	・マニュアルに基づく個人情報の保護 ・管理すべき情報の収集と厳重な管理 ・計画的な研修の実施、職員の資質向上	年間
・経営会議の開催（全事業共通）	・収支の分析 ・経営に関する研修	年間
・第三者評価（全事業共通）	・第三者委員の役割について検討 ・第三者委員の選出と評価の実施	年間

安全衛生管理（全事業共通）	- 安全衛生管理の徹底 - 感染症予防対策の徹底 - 被服、消毒セット等の貸与と更新 - インフルエンザ予防接種	年間 10月～
リスクマネジメント（全事業共通）	- 法令を遵守した人員配置とサービスの提供 - 苦情や相談の共有と解決に向けた取り組み - 事故原因の共有と改善に向けた取り組み - 計画的な研修の実施、職員の資質向上	年間
緊急・災害時の体制づくり（全事業共通）	- 対応マニュアル、チャートの確認 - マニュアルにそった実習、点検の実施 - 緊急連絡先、台帳の定期的確認と更新 - 計画的な研修の実施、職員の資質向上	年間 9月 年間

（2）障がい福祉サービスの充実

第3次計画到達点・・質の高いサービスを提供できる体制が整うことで、利用者の思いに寄り添った支援を展開していきます。また、地域で暮らす人として普段から住民と地域、関係機関が一緒になって見守り、助け合えるまちづくりをすすめていきます。あわせて、当事者が「助けて」と言える、孤立する人がいないまちづくりを目指します。

活動・取り組みの名称	主な内容・目的	時期
利用者の権利擁護（全事業共通）	- 利用者本位と自己決定を尊重したサービスの提供 - 福祉事務所等関係機関との連携 - 計画的な研修の実施、職員のスキルアップ	年間
障がい者の虐待防止（全事業共通）	- 虐待問題をすい上げ、解決するしくみづくり - 福祉事務所等関係機関との連携 - 障害者虐待防止センターの受託 - 研修の実施、職員のスキルアップ	年間
居宅介護等事業（ヘルプサービス）	- 適正なアセスメント、モニタリングの実施 - 自立支援、利用者本位の視点を重視したサービスの提供 - 報告・相談・連絡・記録と情報共有の徹底 - 地域担当ワーカー等、他職種との連携 - サービス担当者会議への積極的な参加 - チームケアの実践 - 特定事業所加算要件の確保 - 介護福祉士資格取得の支援 - 健康診断の実施 - 職員個別の計画的研修の実施 - 業務分掌の見直し - 各書式・様式の見直し - 毎月の収支管理と職員間での共有	年間

・障がい児者の相談（計画相談支援・障がい児支援・地域移行支援・地域定着支援）事業	・職員のスキルアップ研修の実施・受講 ・適正なアセスメント、モニタリングの実施 ・法令を遵守したサービスの提供 ・行政、サービス事業所との連携 ・地域担当ワーカー等、他職種との連携	年間
・基幹相談支援センター	・主任相談支援専門員の配置 ・ネットワークを活用した総合的な相談支援 ・緊急時の受け入れ先開拓に向けた取り組み ・生活支援体制整備事業との連携 ・当事者の支援力を活用した体制整備 ・権利擁護、虐待防止について学ぶ場づくり ・広報媒体の活用と作成	年間
・生活介護（デイサービス）	・安定した経営【稼働率目標９０％】 ・個別支援計画の作成 ・個別支援会議への参加 ・個別マニュアルの作成 ・送迎サービス ・健康状態の確認 ・入浴サービス ・食事サービス ・機能訓練サービス ・社会参加活動の機会創出 ・介護給付費請求・受領業務 ・事業統計の作成 ・家族会の定期開催 ・災害時を想定した避難訓練 ・地域担当ワーカー等、他職種との連携	年間 3回 2回
・児童発達支援、放課後等デイサービス	・安定した経営【稼働率目標９５％】 ・個別支援計画の作成 ・本人支援を目的とした個別療育の提供 ・発達検査の実施 ・個別支援会議への参加 ・家庭連携による学校、保育所等訪問 ・担当医、相談支援専門員等との定例会議 ・障害児通所給付費請求・受領業務 ・事業統計の作成 ・おしゃべり会（保護者の交流）による家族支援 ・災害時を想定した避難訓練 ・人材育成 ・職場環境の整備 ・地域担当ワーカー等、他職種との連携	年間 4回 2回

・個人情報の保護（全事業共通）	・マニュアルに基づく個人情報の保護 ・管理すべき情報の収集と厳重な管理 ・計画的な研修の実施、職員の資質向上	年間
・経営会議の開催（全事業共通）	・収支の分析 ・経営に関する研修	年間
・第三者評価（全事業共通）	・第三者委員の役割について検討 ・第三者委員の選出と評価の実施	年間
・安全衛生管理（全事業共通）	・安全衛生管理の徹底 ・感染症予防対策の徹底 ・被服、消毒セット等の貸与と更新 ・インフルエンザ予防接種	年間 年間 10月～
・リスクマネジメント（全事業共通）	・法令を遵守した人員配置とサービスの提供 ・苦情や相談の共有と解決に向けた取り組み ・事故原因の共有と改善に向けた取り組み ・計画的な研修の実施、職員の資質向上	年間
・緊急・災害時の体制づくり（全事業共通）	・対応マニュアル、チャートの確認 ・マニュアルにそった実習、点検の実施 ・緊急連絡先、台帳の定期的確認と更新 ・計画的な研修の実施、職員の資質向上	年間 9月 年間



【誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような支援につとめます】

取り組み③ 誰もがつながりあえる人づくり・場づくりに取り組みます

活動項目③-1 見守り・支え合いをすすめる人づくり

(1) 学校・地域での福祉学習の推進

第3次計画到達点・・・学校関係者を対象に福祉学習研修会を行い、福祉学習の内容を検証し、振り返りを行い、協同してプログラムづくりを行います。それを基に作成した学校向け福祉学習パンフレットを配布し、市内すべての学校での福祉学習の実施を目指します。福祉学習や福祉の出前講座を実施し、参加した人が自分の地域のことや、相手の気持ちを理解し、近隣の人の暮らしに目を向けることで、活動できる人を増やします。

活動・取り組みの名称	主な内容・目的	時期
福祉学習プログラム 【生活支援体制整備事業】	- 学校関係者との福祉学習研修会を開催 - 学校、関係者と共同してプログラムを作成 - 学校向け、地域向け、企業向けの福祉学習パンフレットの更新	年間 （地域住民、自治会、学校、PTA、公民館、施設、事業所、企業等）
機材の貸出・整備	- ニーズに応じた貸出と必要な機材の整備 - 貸出用機材リストの周知 - 貸出用機材の適切な管理	年間 （地域住民、自治会、学校、PTA、公民館、施設、事業所、企業等）
学校との連携	- 福祉学習の目的や必要性の共有を図るため、福祉学習担当教諭との連絡会を実施 - 福祉学習パンフレットをメール配信 - トライやるウィーク、サービスラーニングでの生徒・学生の受け入れ - 福祉学習事前連絡票による連携 - 年間学習計画の作成を通じ連携	年間
ふくしの出前講座 【生活支援体制整備事業】	- 出前講座用のパンフレットを作成し、自治会やサロンにて配布、活用 - 地域包括支援センターや保健師等の協力を得て、必要に応じ協働で講座を開催し、住民の学びと気づきをすすめる 【例】 いきいきサロン、つながりサロン、スポーツ交流、パソコン講座、家族会、よかさ〜くる、おしゃべりサークル、自治会の集まりなど	年間 随時 （一般）
地域福祉フォーラム 【生活支援体制整備事業】	「みはら福祉のつどい」など圏域を設定したフォーラムの実施 - 市内全域を対象にしたフォーラムの開催 - 地域福祉推進計画の周知 ※基調講演、パネルディスカッション、実践報告等	1回 1回

～学びから気づき、そして実践へ～ 【社協の福祉教育】

社協では、学校での福祉学習をはじめ、子どもから大人まで幅広い世代を対象に、福祉に関する学びの場の提供や支援を行っています。

また、車いす体験、高齢者疑似体験、アイマスク・白杖体験等、プログラム作りのお手伝いや、必要に応じて器材、用具の貸出も行っています。

2019年度は、地域の方とのふれあいを目的に、倭文小学校で小規模多機能型介護施設みどりの家の利用者と、児童が企画した福祉ゲームによる交流を行いました。地域の人たちとの出会いやつながりを広げていくことも福祉教育の一環です。



(2) ボランティアの育成と支援

第3次計画到達点・・福祉学習などで芽生えた「気づき」を活動に変えていけるよう、ボランティア活動の事例発表などを通したボランティア養成講座や研修会を実施することで、活動者を発掘し、増やすことを目指します。また、ボランティアセンターを運営し、懇談会や交流会の実施や、ボランティア保険の推奨、助成金などの情報が気軽に手に入れられるよう広報誌やホームページなどでPR活動を行うことで、安心、継続した活動ができるよう環境を整えます。

活動・取り組みの名称	主な内容・目的	時期
・ふくしの出前講座 【生活支援体制整備事業】	・出前講座用のパンフレットを作成し、自治会やサロンで活用 ・地域包括支援センターや保健師等の協力を得て、必要に応じ協働で講座を開催し、活動者を育成 【例】 いきいきサロン、つながりサロン、スポーツ交流、パソコン講座、家族会、よかさ〜くる、おしゃべりサークル、自治会の集まりなど	年間 随時 （一般）
・ボランティア養成講座 【生活支援体制整備事業】	・ボランティア入門講座、傾聴ボランティア養成講座、災害ボランティア養成講座、朗読ボランティア養成講座、助けられ上手講座など、入門編から実践につなげるための講座を開催予定 ・地域での活動者の発掘・育成	年間

・サマーチャレンジボランティア 2020	・高校生以上を対象に、夏休み期間を利用したボランティア体験を施設等の協力で実施 ・ほっとかへんネット、施設関係機関と協働	7～9 月 100 名 (高校生以上)
・生活支援員養成講座	・地域で活動できる生活支援員の育成・登録 ・認知症や精神、知的障がい、権利擁護の理解 ・生活支援員養成を目的とした講座の実施 ・基礎講座受講者を対象にしたフォローアップ研修の実施	隔年 フォローアップ研修 1～2 月 基礎講座 3～4 回 (一般)
・地域リーダー交流会 【生活支援体制整備事業】	・情報共有や学びを深めるため、ふれあい・いきいきサロンリーダーの交流会を開催	3 月
・ボランティアの集い 【生活支援体制整備事業】	・誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるための「地域での支え合い」や「つながりづくり」など、市民一人ひとりの役割や具体的な取り組み、ボランティア活動などについて参加者同士の考える機会として開催	1 月
・福祉学習プログラム	・学校、関係者と共同してプログラムを作成 ・学校向け、地域向け、企業向けの福祉学習パンフレットの作成 ・地域住民と職員による「み～あ劇団（寸劇）」を活用したプログラム開発 ・福祉学習ハンドブックの活用 ・講師の発掘、育成 ・共同募金配分金を活用した福祉学習講師派遣（助成）事業の実施	年間 (地域住民、自治会、学校、PTA、公民館、施設、事業所、企業等)
・ボランティアセンターだよりの発行 【生活支援体制整備事業】	・ボランティアや地域活動、居場所に関する情報を発信 ・公共機関や関係機関窓口に配布・設置 ・紙媒体のほか、ウェブ上でも公開	毎月
・広報「わかば」発行	・地域福祉活動や社協事業、ボランティアに関する情報の掲載 ・全職員による地域情報の把握と正しい情報の収集 ・広報班による取材と企画立案 ・新聞折り込みによる全戸配布 ・ホームページ上でウェブページによる公開	年 4 回 (6、9、1、3 月)
・ホームページ、フェイスブックの更新	・地域福祉活動や社協事業、ボランティアに関する情報をウェブ上で公開 ・適宜更新 ・SNSによる情報発信の拡大について検討	年間

活動項目③-2 気軽に集える場づくり

(1) 住民同士が集える場の推進

第3次計画到達点…家族や地域のつながりの希薄化・閉じこもり予防などには公的なサービスだけでは防ぐことができません。お互いを気にかける見守りのように身近なところでのゆるやかな関わりが大切だと考えます。
身近な集いの場を増やしていくことで、お互いを気にかける地域づくりを目指します。

活動・取り組みの名称	主な内容・目的	時期
・地域のつどいの場の把握 【生活支援体制整備事業】	・日常業務で地域のつどいの場を把握 ・「はなす会」や支え合いマップづくりによるつどいの場の把握 ・把握した情報を地区カルテに反映 ・つどいの場の価値を地域や住民に発信	年間
・ふれあい・いきいきサロン 【生活支援体制整備事業】	・活動の内容や必要性を理解してもらうため自治会エリア、市民交流センターエリアの会議で説明 ・活動の継続支援（情報提供・物品貸与等） ・リーダー交流・研修会	年間 1回
・支部まつり（つどい）	・住民への社協活動のPRと、地域（旧町エリア）住民の力合わせとつながりづくりを目的に開催	年間（一般）
・地域福祉フォーラム 【生活支援体制整備事業】	・「みはら福祉のつどい」など圏域を設定したフォーラムの実施 ・市内全域を対象にしたフォーラムの開催 ※基調講演、パネルディスカッション、実践報告等	1回 2月～3月



【住民が出会い、参加できる場や居場所づくりをすすめます】

(2) 当事者同士がつながり合える場づくり

第3次計画到達点…同じ悩みや思いを抱えた方がつながり合える当事者の集いの場が、定期的で開催されることで「助けて」と言える地域づくりを目指します。また、当事者や家族の思いを地域や行政に伝えていくことで、誰もが住みよいまちづくりにつなげていきます。

活動・取り組みの名称	主な内容・目的	時期
・当事者のつどう場の把握	・日常業務で当事者の集う場を把握 ・「はなす会」や支え合いマップづくりによる当事者のつどう場の把握 ・把握した情報を地区カルテに反映し共有	年間

・つながりサロン	・ニーズの把握と共有 ・把握したニーズをくらす連絡会へつなげる ・当事者間、当事者と支援者の交流 ・個々の悩みをピアカウンセリングにつなげる ・当事者のエンパワメントを支援 ・情報提供、関係機関との連絡調整	年間 (障がい児・者、家族) 隔月開催
・くらす連絡会	・ニーズの把握と共有 ・当事者と支援者の交流 ・把握したニーズを自立支援協議会へつなげる ・障がい特性の相互理解を深める ・行政や関係機関等による情報提供	年間 (障がい児・者、家族、支援者等) 3回
・スポーツ交流教室	・スポーツによる当事者間、当事者と支援者の交流 ・ニーズの把握と共有 ・当事者の余暇支援 ・当事者のエンパワメントを支援 ・情報提供、関係機関との連絡調整	年間 (障がい児・者、家族、支援者等) 3回
・視覚障がい者パソコン講座	・視覚障がい者の社会参加と情報取得 ・当事者間・支援者との交流 ・ニーズの把握と共有 ・当事者のエンパワメントを支援 ・情報提供、関係機関との連絡調整	年間 (視覚障がい者) 12回
・よかさーくる	・長期休暇中の障がい児の余暇支援と保護者のレスパイトを目的に開催 ・保護者の相談への対応 ・当事者間・家族間・支援者との交流 ・ニーズ把握 ・企画、運営への当事者やボランティアの参画 ・情報提供	夏季休暇中 (学齢期にある障がい児、家族) 4～5回
・縁結び事業	・地域の活動者(おたすけ隊)、行政との連携 ・当事者のエンパワメントを支援 ・情報提供	12月～3月(婚活世代、婚活世代の親) 1回
・家族会(知的・精神・身体・認知症等)	・家族会活動の把握 ・ニーズの把握・分析 ・相談、学習、情報提供等による家族まるごと支援 ・サービス利用を通じた新たな家族の集う場づくりについて検討 ・家族の支援者力を活かした活動の場の開発	年間(家族、当事者、支援者)

～「あつまり」から「支え合い」へ～ 集う場の価値

市内には、歩いて行ける身近な場所で、レクリエーションやゲーム、いきいき百歳体操、おしゃべりなどを自由に無理なく楽しめる場所がたくさんあります。

話し合いや交流などあつまりが繰り返されると、つながりが形成され、生活の相談をするようになります。この相談は自然とお互いの「見守り」の姿へと発展します。

このような見守りは、気がかりに思う人の生活の困りごとや異変などを早期にキャッチすることになり、日常生活を通じて、自分たちのできることを重ね合わせながら、お互いの「支え合い」へと地域の活動として変化していきます。

社協がすすめている「ふれあい・いきいきサロン」は、地域の人々が自由に集まって、自由な発想で企画・運営する「地域の居場所」から、地域に暮らす人々が、それぞれの特色を生かして“サロン”に参加して、ふれあい、交流することで、みんな“いきいき”と元気になり、「支え合い」が地域全体に広がっていく福祉コミュニティの実現を目指しています。



【しづおりわかばサロン】



【福良の足湯～男性の集う場～】

重点目標B 「活動をすすめるための組織基盤づくり」

取り組み① 経営組織強化

(1) 事務局体制の整備

第3次計画到達点…「法人運営部(仮称)」を設置し、人事管理と人事考課など、事業の見直しを通して効率的で自立した組織運営が行えるような体制を目指します。また、個別の相談支援から制度改正や社会情勢の変化など、様々な状況に対応できる総合的な事務局体制を整備します。

活動・取り組みの名称	主な内容・目的	時期
・職員体制の再編	・組織強化に向けた体制の再編 ・南あわじ市の地域福祉を担える職員体制の計画的整備	年内
・目標管理シートの作成	・業務分掌の明確化と職員個々が目標を管理できるセルフチェックシートの作成と運用	年内

(2) 理事会・監事会・評議員会の機能強化

第3次計画到達点…理事会、監事会、評議員会がその役割と機能を果たせるような組織体制をつくり、社協が地域福祉の推進を担える組織体制を整えます。

活動・取り組みの名称	主な内容・目的	時期
・理事会	・計画の実行と進捗状況の評価 ・法人の経営状況の把握 ・外部へ説明責任を果たせるための研修 ・法人経営や市域、エリア課題について協議 ・事務局提案事項の協議と審議	毎月
・監事会	・活動の執行状況と収支状況の監査 ・法令遵守、運営基準等の監査	5月 11月
・評議員会	・計画に基づく活動の執行状況の評価と議決 ・法人業務の重要事項について評価・議決	6月 12月 3月
・支部長会(正副会長会)	・旧町エリアの課題共有と協議 ・理事会提案事項の事前、事後協議 ・早朝懇談会での意見交換	毎月 隔月
・支部運営委員会(地区ネットワーク会議《仮称》)	・市民交流センターエリアから上がってきた課題について協議 ・地域福祉ネットワークにおける旧町エリア協議体としての役割について検討	毎(隔)月

・経営に関する会議	・管理職による経営戦略会議 ・法人の経営状況の分析と評価 ・課題整理と解決に向けた検討 ・中長期的な法人経営計画（第4次地域福祉計画）の策定 ・諸規程の改定	年間
-----------	--	----



【法令を遵守した法人運営につとめます（理事監事会・評議員会のようす）】

(3) 財政基盤の強化（自主財源）

第3次計画到達点・・自主財源の確保など、継続的・安定的な財務運営に取り組み、安心して地域福祉を推進していけるようにします。また、善意銀行の使途が検討できる場を持ち、住民の善意を有効に活用できるようにします。

活動・取り組みの名称	主な内容・目的	時期
・会員（一般・賛助・特別）の拡大	・活動や事業をすすめるための自主財源（会費等）の必要性について住民や企業へ説明、啓発	年間
・共同募金配分金	・目的別募金、募金百貨店の実施について検討 ・配分金の使いみち・活用についてPR	年間 年間
・善意銀行（寄付金）の募集	・活動や事業をすすめるための自主財源（寄付金等）の必要性について住民や企業へ説明、啓発 ・目的別寄付金品の募集 ・寄付金品を活用した助成・活動の開発と啓発 ・歩行補助器購入助成 ・チャイルドシート、ベビーカー購入助成 ・不動産や家電製品等の遺贈を活用できる、善意が循環するしくみづくり ・善意銀行のしくみを生かしたネットワーク拡大	年間
・事業収入の確保	・各種会議を活用し事業や活動の効果的なPR ・企業、事業者、行政、学校、保育所等関係機関への営業活動	年間 毎月

・適正な運営	・各事業のコスト把握と分析 ・職員一人ひとりのコスト意識と法令順守への意識向上に向けた取り組み ・業務の効率性と安定した経営のための職員採用	年間
--------	--	----



【一人ひとりの募金や善意が循環するしくみづくりをすすめます】

(4) 財政基盤の強化（補助金・受託金）

第3次計画到達点・・行政とともに補助、受託事業のあり方について検討し、数値化できない事業や活動の成果を可視化できるようにします。また、補助、受託金事業の成果が見せられることにより社協の存在意義を明確にし、安定した財源確保ができるようになることで、さらに地域福祉を推進します。

活動・取り組みの名称	主な内容・目的	時期
・活動、取り組みの可視化	・数値化できる活動とできない活動の整理 ・あらゆる活動成果や効果と、現状の課題について住民や行政等へ説明責任を果たす ・可視化データを行政と共有 ・活動や取り組みを「見せる」素材の収集と編集 ・第4次地域福祉推進計画の策定 ・第2次福祉計画策定の参画	年間
・活動に必要な財源の要望	・活動や事業をすすめるための体制整備の必要性と人件費等の根拠を担当部局の担当者と共有 ・受託事業等の成果と今後の方向性について担当課、関係機関と協議する場を定期的にもつ ・活動や事業をすすめるために必要な人員体制、人件費の財源の考え方について行政と共同研究する検討会の実施 ・第4次地域福祉推進計画の策定 ・第2次地域福祉計画の参画	年内 年内 年内



【地域福祉をすすめるため行政とのパートナーシップをさらにすすめます（早朝懇談会）】

(5) 財務規律の強化

第3次計画到達点・・第三者を含めた経営会議を開催し、経営改善を行うことで安定した法人運営を目指し、利益を地域に還元する仕組みをつくります。

活動・取り組みの名称	主な内容・目的	時期
・内部牽制のしくみづくり	・理事、管理職による月次試算表の共有 ・公印、備品、消耗品等の使用及び記録の徹底 ・決裁規程運用の周知と徹底 ・内部点検の実施（日常生活自立支援事業）	毎月 年間 年内 四半期に1回
・経営に関する会議	・管理職による経営戦略会議 ・現状について分析し課題解決を検討	年間
・情報の公表	・事業報告書、計算書類等のウェブ上での公開 ・事務所内での事業報告書、計算書類等の閲覧	年間

取り組み② 人材育成

(1) 職員の資質向上に向けた取り組み

第3次計画到達点・・法人の理念や目標を明確にし、役職員で共有し同じ方向を目指します。地域福祉をさらに推進できる職員を育成し、法人の組織力を強化します。

活動・取り組みの名称	主な内容・目的	時期
・内部研修、勉強会や会議を通じた職員の育成	・担当業務に必要な知識や技術の習得 ・多領域にわたる知識の蓄積 ・職種間の相互理解と連携の強化 ・各部、事業所、法人全体の目標の共有 ・計画に基づいた内部研修の受講 ・職員面談、役職員懇談会の開催	年間

・人材育成プログラム	・計画に基づいた研修の実施 ・効率的な外部研修の受講 ・研修内容の共有	年間
・キャリアパスのしくみづくり	・職責や職階における責任や役割の理解 ・経験年数や資格等に応じた昇給 ・目標設定と結果に基づく評価 ・客観的な評価基準の設定 ・職員個々の目標管理と自己評価の実施	年間 半期に1回 年内 1回
・職員のメンタルヘルス	・メンタルヘルスチェックの実施 ・健康診断結果・メンタルヘルスチェック結果に基づく産業医による職員への指導 ・はたらき方改革やメンタルヘルスに関する研修や勉強会の開催 ・職場環境の改善に向けた組織改編の検討	年間



【地域福祉をすすめるための体制強化と人材育成に努めます】

役職員 行動規範

- 一、南あわじ市を愛し、一人ひとりを大切にできる地域づくりを目指します。
- 一、開拓の精神とチャレンジ精神を持ち、熱い気持ちで行動します。
- 一、住民や利用者の立場に立って「一人ひとりの暮らし続ける」を応援します。
- 一、地域福祉の専門職として資質の向上に努めます。
- 一、多職種連携に努め、住民・関係機関とのネットワークづくりをすすめます。